第14回千葉海区漁業調整委員会 議事録

1 日 時 今和4年8月26日(金) 午後1時30分から

2 場 所 プラザ菜の花 4階 槙

3 出席者

委員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、本田 直久、滝口 宜彦 江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男、松本 ぬい子 鈴木 正男、小栗山 喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫

専門委員 嶋津 圭一

水 産 課 篠原課長

大槻漁業調整班長

中川漁船漁業班長、宇都主査

漁業資源課 石黒課長

山田資源管理班長、五味副主査、武田副主査

水産事務所 銚子:永野所長

館山:小森所長

勝浦:宮嶋所長、古山技師

水産総合研究センター

内山資源研究室長

事務局 玉井副技監、川合副主査

4 議事事項

- (1)機船船びき網漁業(さより船びき網漁業)の制限措置、許可又は起業の 認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)
- (2)機船船びき網漁業(ぱっち網漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を 申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)
- (3) 潜水器漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)
- (4) 第1種区画漁業(のり養殖業)の施設の設置に係る協議について
- (5) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議に 提出する議題等について

- (6) 千葉県資源管理方針の変更について
- (7) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第14回千葉海区漁業調整 委員会を開会いたします。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、第14回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、伊豆諸島海域における火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業の調整についてですが、8月4日に千葉・東京連合海区、5日に一都三県連合海区が開催され、両委員会において原案どおり可決・決定されました。

両委員会共に、当初、2年ぶりに対面での会議が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大のため、急遽ウェブでの会議となったものの、無事に終えることができました。会議に出席された関係委員の皆様、お疲れさまでした。

知事の諮問に対しましては、前回の本委員会で御承認いただくとともに、今般、 両委員会で可決・決定されたことから、先日、委員会として異議ない旨、答申したと ころでございます。

さて、本日の議案は、さより船びき網漁業、ぱっち網漁業、潜水器漁業の制限措置など」、それから、のり養殖業の施設設置、第57回東日本ブロック会議に提出する議題等と、千葉県資源管理方針の変更についてです。いずれも重要案件ですので委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議に出席できない

旨、連絡のありました委員は、黒沼委員1名でございます。委員定数15名のうち14名 の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げ ます。

なお専門委員の北澤委員、齋藤委員、田邉委員から、出席できない旨、連絡がございました。

次に議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願い いたします。

【石井会長】

それでは議事を進行します。

まず本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名 します。鈴木正男委員と坂本委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

続いて、議題に入ります。第1号議案「機船船びき網漁業(さより船びき網漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について (諮問)」を上程いたします。

事務局から朗読願います。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要:当該漁業の許可の有効期間が10月31日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問等ございました

らお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「機船船びき網漁業(さより船びき網漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第1号議案の内容は公示されますが、公示に当たり県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「機船船びき網漁業(ぱっち網漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」を上程いたします。 事務局から朗読をお願いします。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要:当該漁業の許可の有効期間が10月31日に満了することから、制限措置

及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

特に意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「機船船びき網漁業(ぱっち網漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお第2号議案の内容は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「潜水器漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間 及び許可の有効期間について(諮問)」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要:当該漁業の許可の有効期間が11月30日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

特に意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「潜水器漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

なお第3号議案の内容は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第4号議案「第1種区画漁業(のり養殖業)の施設の設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合副主査】

(朗読)

説明概要:漁業権免許に条件が付されている第1種区画漁業(のり養殖業)の施設 設置について、前回委員会で協議した金田漁協の漁場計画図のうち、一部の柵の位置 を変更する内容で協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「第1種区画漁業(のり養殖業)の施設の設置に係る協議について」の 原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第5号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック 会議に提出する議題等について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合副主査】

(朗読)

説明概要:全国海区漁業調整委員会連合会が、令和5年度に国に対して行う要望活動に向けて、千葉海区漁業調整委員会の国への要望事項を審議するもの。要望事項 4項目はいずれも継続要望で、「要望に至った経緯」及び「要望内容」を最新の資源評価等を反映し、一部修正する内容。

【石井会長】

説明が終わりましたので、質疑に移ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第5号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議に 提出する議題等について」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第5号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第6号議案「千葉県資源管理方針の変更について」を上程いたします。 事務局から朗読願います。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【山田班長】

説明概要:「千葉県資源管理指針」から「千葉県資源管理方針」に移行する内容について、次回委員会での諮問に向けて、現時点での考え方を説明するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

はい、本田委員。

【本田委員】

変更案の側の千葉県資源管理方針の中で、キンメダイの事例の文章を見たんですけれども、この中には、次のページの表にあるいわゆる漁業種類は書かれてないのですが、そういうことでいいですか。

【石井会長】

漁業資源課、お願いします。

【山田班長】

方針の中には漁業種類は含まれておりません。

【石井会長】

本田委員。

【本田委員】

ただ、資源管理の方向性がCPUEで表現されているということは、漁業種類を 書かないとまずいのではないかと思うのですが。

【石井会長】

資源課。

【山田班長】

この後、漁業者の皆様が資源管理協定を策定することになるんですけれども、 御自身が営まれている漁業種類ごとに魚種を選んで方向性を書いていくことになりま すので、方針自体には漁業種類は書かずに、魚種のみを記載することになっておりま す。

【石井会長】

本田委員。

【本田委員】

CPUEで70キロというのをどんな漁業種類でも一律というのは、多分あり得ない と思うので、これは多分特定の漁業種類を想定しているはずですよね。そのことを ここに書かなくていいのかという質問です。

【石井会長】

資源課、お願いします。

【山田班長】

御意見を参考にして目標の記載の方法を今後検討させていただきたいと思います。

【石井会長】

本田委員、よろしいですか。

【本田委員】

じゃあ、そのようにしていただきたいと思います。

【石井会長】

ほかに何か御意見、御質問ございましたら。

ほかにないようですので、質疑を終了します。本議題は、11月に知事から諮問される予定ですので、本日、採決は採りません。

次に議題(7)の「その他」ですが、皆様、何かありますか。ございませんか。 特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5の「その他」ですが、皆様、何かございませんか。 資源課。

【山田班長】

(クロマグロの期間別(令和4年7月から9月)の配分量について報告)

【内山室長】

(クロマグロの資源評価について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、御質問等ありましたらお願いいたします。 資源課。

【山田班長】

資源課のほうから補足させていただきますけれども、これら課題につきましては、 これまでも国に対しては、直近の資源量が配分に反映されるよう要望してまいりまし たけれども、引き続き改善を要望してまいりたいと考えております。

今後とも現場の皆様からの御意見を頂戴しながら対応していきたいと考えておりま すので、よろしくお願いいたします。

【石井会長】

じゃあ、よろしくお願いします。

ほかに何か、質問等ございましたら。

御質問も特にないようですので、会議次第5の「その他」を終了し、会議次第6の「事務局連絡事項」に移ります。

それでは、事務局からお願いいたします。

【川合副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして第14回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、 お疲れさまでした。

午後2時43分閉会